

《	平	成	27	年	1	月	1	日	以	後	の	相	続	に	係	る	相	続	税
に	改	正	が	あ	り	ま	し	た	》										
	1.	遺	産	に	係	る	基	礎	控	除	額	の	引	き	下	げ			
	2.	相	続	税	の	税	率	構	造	の	引	き	上	げ					
	3.	税	額	控	除	の	引	き	上	げ									
	4.	小	規	模	宅	地	等	の	特	例									
上	記	4	つ	改	正	が	あ	り	ま	す	が	、	遺	産	に	係	る	基	礎
控	除	額	の	引	き	下	げ	に	つ	い	て	お	話	し	ま	す	。		
	【	改	正	前	】														
5,000	万	円	+	(1,000	万	円	×	法	定	相	続	人	の	数)			
	【	改	正	後	】														
3,000	万	円	+	(600	万	円	×	法	定	相	続	人	の	数)			
が	基	礎	控	除	額	と	な	り	ま	す	。								
	被	相	続	人	か	ら	相	続	に	よ	っ	て	財	産	を	取	得	し	た
人	そ	れ	ぞ	れ	の	課	税	価	格	の	合	計	額	が	遺	産	に	係	る
基	礎	控	除	額	を	超	え	る	場	合	は	そ	の	財	産	を	取	得	し
た	人	は	、	相	続	税	の	申	告	を	す	る	必	要	が	あ	り	ま	す
	被	相	続	人	の	亡	く	な	っ	た	日	の	翌	日	か	ら	10	ヶ	月
以	内	に	、	被	相	続	人	の	住	所	地	を	所	轄	す	る	税	務	署
に	相	続	税	の	申	告	書	を	提	出	し	て	く	だ	さ	い	。		